

News Release



令和4年11月11日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

(株)大塚商会 九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)大塚商会 九州支店 (福岡市博多区博多駅前2-19-24大博センタービル8F)

(役務) ソフトウェア開発・その他賃貸借・その他保守管理

2 指名停止期間

11月14日から令和5年2月27日まで 3.5か月

3 指名停止理由

(株)大塚商会は、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器の入札及び広島市発注の特定コンピュータ機器の入札において独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」(以下「要綱」という。)別表第2第6項(独占禁止法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)4か月以上(長期)12か月以内の範囲内で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第1項第5号(発注機関が異なる工事等で違反行為が確認されたとき)及び同条第2項第3号(違反行為が2年以上続いていたとき)の加算条項に該当するため、短期4か月に2か月及び1か月を加算し、7か月とする。

なお、同社は課徴金減免制度が適用されており、要綱第5条第2項に該当することから、指名停止の期間を2分の1に短縮し、3.5か月とする。

5 令和3年度～令和4年度発注実績

令和3年度 なし

令和4年度 なし ※R4.11.4現在

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：森

電話：直通72-9240（内線1361）